

覚えておきたい 日本国憲法 ②

空らんにあてはまる語句を書き入れなさい。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない()として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 ① すべての国民は、()に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第54条 ① 衆議院が解散されたときは、解散の日から()日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から()日以内に、()を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、()集会を求めることができる。

第59条 ② 衆議院で可決し、()でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の()以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

第68条 ① 内閣総理大臣は、()を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に()を()する事ができる。

第69条 内閣は、衆議院で()の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、()日以内に衆議院が解散されない限り、()をしなければならない。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で()を制定することができる。